

引越しチェックリスト

	手続きの種類	届け先	手続きの方法	チェック
約 1 週 間 前	住民移動・ 転出届	現住所の 市町村役所	本人または世帯主が、所定の 用紙に記入。印鑑が必要。	
	国民年金 国民健康保険	"	本人または家族が連絡。それぞれ国民年 金手帳、国民健康保険証、印鑑が必要。	
	福祉関係 〔乳児医療、 児童手当、 老人医療、 敬老年金〕	"	本人または家族が手続き。印鑑、転出証 明が必要。	
	印鑑登録	"	本人または代理人(委任状)が手続き。 実印が必要。	
	不用品処分大 型ゴミ	市町村役所 または 環境事業局	地方により違うのでとりあえず役所受 付に早めに連絡。有料の場合が多い。	
	金融機関届	銀行窓口	本人が所定用紙に記入。銀行届印が必要。 ※クレジット・保険会社は電話で連絡する。	
事 前 （ 4 ～ 3 日 前 ）	郵便物の転送届	<転居届>添付のハガキに記入してポストへ投函してくだ さい。一年間転送してくれます。		
	電話の移転届	管轄NTT	電話で連絡(116)。	
	水道料金の清算	現管轄の営業所	電話で連絡。集合住宅は家主管理の場合 があります。	
	ガス料金の清算	現管轄の営業所	電話で連絡。指定日に係員が来てガスを 止め、料金を清算します。	
	電気料金の清算	現管轄の営業所	電話で連絡。指定日に係員が来て電気を 止め、料金を清算します。	
	新聞などの 料金清算	現管轄の営業所	配達人に伝えるか電話連絡。	
	転校届	転入先の学校長	本人または親が前校で揃えてもらった 書類を提出。	
	住居転入届	市町村役所	本人または世帯主が転入14日以内に手 続き。転出証明、印鑑が必要。	
お 引 越 後	国民年金、国民 保険、福祉関係	"	"	
	水道開栓	水道局または役所	新設の場合は水道公認業者に問い合わせ る。既成住宅の場合届け人の印鑑と前使用 者の名前。借家の場合家主の印鑑と賃貸借 契約書。	
	運転免許証 の住所変更	所轄の警察または 安全協会		
	自動車の登録 変更	引越先の 陸運事務所	本人または代理人(委任状)が転居後15日 以内に手続き。車庫証明、車体検査、新住民 票、実印、車が必要。	

お引越しのことならアンサー引越しにお任せください！

0120-834-754

株式会社アンサー

〒651-2121 神戸市西区水谷1丁目19番44号

TEL.078-915-2170 FAX.078-915-2171